

# 学校施設・設備管理マニュアル

## 児童生徒が安全・安心して学校生活を送るために

建物や設備などが安全であるためには、「建物等が安全な状態にあるか常に意識する」ということが大変重要です。日常の安全点検とは、不具合に対する感度を高め、日常業務の中で五感を使って変異に気づくようにすることが大切になります。日常業務の中に点検の視点を組み込むことで、負担を感じることなく点検作業ができるように工夫していきましょう。

### (1) 校内巡回などと併せて行う

校長先生や教頭先生が校内を巡回する際に、建物等の安全に関する視点を加えるなど、これまでも行っていた業務と併せて実施しましょう。

### (2) 多くの人の目で行う

教職員全員が、建物等の異常について日常業務の中で気にかけるようにしましょう。

### (3) 異常が見つかったらすぐに報告する

「命に関わるもの」と思われる異常が見つかった際には、使用禁止等の適切な措置を講じ、教育委員会に報告しましょう。

### (4) 記録を残す

不具合の記録を残すことは、繰り返し起こる不具合の原因究明や、施設管理責任者が異動になった際のスムーズな業務の引継ぎのために必要です。

## 1. 安全点検の種類

### (1) 専門家が行う点検

市の職員や業者等、専門家による点検を定期的を実施する。

### (2) 学校が行う点検

学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づき、学校は次の点検を実施する。

#### ① 定期の安全点検

【頻度】○每学期1回      ○毎月1回

【項目】○児童生徒等が使用する施設・設備及び防火・防災・防犯に関する設備など  
○児童生徒等が多く使用されると思われる校地・運動場・教室など

#### ② 日常の安全点検

【頻度】○毎日

【項目】○児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる個所

#### ③ 臨時の点検

【頻度】○学校行事の前後など必要があるとき

【項目】○必要に応じて設定する

## 2. 安全点検の対象

### (1) 校舎内等

異常が発見された場合は、迅速かつこまめに改善に取り組むとともに、整理整頓に努め、清掃を徹底していくことが事故防止につながる。また、児童生徒等も自ら環境整備をし、安全な状態を保つことができるようにする。

校舎内等における管理対象と状態の変化に留意する箇所については、以下のとおりである。

管理の対象	状態の変化に留意する箇所
教室	床, 腰板, 壁, 窓枠, 手すり, 窓ガラス, 出入口の扉, 机, 戸棚, ロッカー, 清掃用具入れ, 照明, 清掃用具
廊下, 階段, 昇降口, ベランダ	窓枠, フェンス, 額等掲示物, 階段の手すり, 下駄箱, 階段のすべり止め, アプローチ
便所	扉, 便器, 水漏れ, 床, 掃除用具, 掃除用具入れ
水飲み場	蛇口, 床, 石鹼や消毒液の設置
屋上	施錠, 扉, 金網等, 明り取り窓
給食室	調理器具, ネズミや害虫等, 刃物類, 電気, ガス, 運搬用コンテナ, 衛生の状態, 火気使用の状態, 火気の後始末
特別教室 (準備室含む)	設備, 薬品, 電気, 火気の後始末, 備品の管理, 危険表示物
体育館	床, 壁, 扉, 便所, 更衣室, 窓枠, 窓ガラス, 照明, ステージ, 備え付けの備品, 体育備品, 体育倉庫の整理
校舎の外壁	壁

## (2) 校舎外等

定期・不定期の点検を行い安全状態を維持し, 不良な箇所の発見と改善に努める。また, 一般の者との接点も多いので, 事故防止とともに, 防犯への配慮も必要である。

校舎外等における管理対象と状態の変化に留意する箇所については, 以下のとおりである。

管理の対象	状態の変化に留意する箇所
運動場・園庭等	地面 (ポイント・ロープ・危険物等), 排水, フェンス, 外部の境界, 記念碑や石像等, 車止め, 雑草, 芝
遊具・体育等の固定施設 ・移動階段	サッカーゴール等, 施設周辺, 溶接部分, ねじ・ボルト等, 掲揚塔, 砂場, 錠
運動具倉庫	錠, 石灰, 運動用具
プール	浄化・消毒装置, 水質, 水位, プール底, 排水溝カバー, プールサイド床面, フェンス, 更衣室, 薬品
校門	フェンス, 門扉等, 施錠
自転車置き場	フェンス, 地面, 屋根

## 3. 安全点検の形骸化やマンネリ化防止のために

- (1) 実施計画等を定期的に見直す。
- (2) 安全点検では目的を再認識することで, 危険発見や危険予測につなげていく。点検者が意識的に行う姿勢をもつことで, 不良箇所, 危険箇所などの早期発見につなげる。
- (3) 担当場所を変えたり, 安全に配慮しながら, 保護者や児童生徒等を参加させたりする等の工夫をする。
- (4) 安全点検や記録の方法を評価し, 必要に応じて改善する。

## 4. 安全点検結果の報告

### (1) 定期安全点検

毎月学校施設設備について安全点検を実施し, 実施結果について教育委員会に報告する。

\* 別紙様式

(2) 日常点検及び臨時点検

日常及び臨時の安全点検の際、危険が生じる場所や施設、設備等が発見された場合は、直ちに「使用禁止」や「立入禁止」等の措置を取るとともに教育委員会に報告する。

別紙様式

令和〇年〇〇月〇〇日

安全点検結果報告書

白石市教育委員会  
教育長 半沢 芳典 殿

令和〇年〇〇月〇〇日  
白石市立〇〇 〇学校  
校長 〇〇〇〇〇 公印

令和〇年〇〇月〇〇日に実施した安全点検の結果について下記のとおり報告します。

記

**緊急に撤去・修繕が必要な箇所**

箇所	状況

- ※ 上記には、児童生徒の命または重大な事故に関わる箇所を選定し記載すること。
- ※ 前月に記載した箇所は再掲しないこと。
- ※ 写真等状況が分かる資料を添付すること。

5. 学校施設・備品管理のフローチャート

